

(促進借入 4 号)

福島県農地中間管理機構からの重要なお知らせ

(農地所有者様向け)

令和 8 年 4 月 1 日作成

<印を押す前に再度ご確認ください！>

- 1 契約書に記載されている土地に間違いはありませんか？面積もご確認ください。
- 2 賃借料は間違い不是吗？ (10a 当たり 円です)
- 3 印刷された住所、氏名は間違い不是吗？
- 4 「賃借料振込送金先指定書」の内容は間違い不是吗？
(間違いやすい事例)
「貯金者」の氏名、フリガナ違い (例：「ズ」と「ヅ」「ジ」と「ヂ」)
- 5 土地改良区の賦課金等の負担は、共通事項の別表 2 のとおりですので、必要に応じ、土地改良区にて手続きをお願いします。
- 6 精算開始年が切り替わる時期の契約 (6 月～8 月頃) については、精算開始年度を再度ご確認ください。(当年精算は 8 月までの市町村・県公告分となっており、9 月以降は次年度精算となります。)
- 7 土地附属物を伴う農地について農地中間管理事業に取り組む場合は、契約中又は契約期間満了後のトラブル防止の観点から、農地借受者と「土地附属物に関する確認書」を取り交わすなど、書面により合意しておくようにしてください。
なお、公社は、農地借受者が行う土地附属物の撤去等に対しては、その義務を負いません。

<賃借料の精算>

- 賃借料は、12 月 15 日 (金融機関休業日の場合は直前の営業日) に「賃借料振込送金先指定書」の口座に振り込まれます。以下の点についてご留意ください。
 - (1) 契約額より手数料 (賃借料の 1 %相当額 一契約当たり最低 800 円、最高 8,000 円) を差し引いた額が振り込まれます。
 - (2) 同一人で複数契約がある場合は、契約の賃借料合計から手数料合計を差し引いた額が振り込まれます。手数料合計が上限 8,000 円を超える場合には、手数料を 8,000 円に再調整いたします。
- ※ なお、賃借料は農地借受者から 11 月 20 日に引き落とした後、正確な精算を行うため、日数をいただいております。ご理解の程、よろしく申し上げます。
- ※ また、賃借料は公社が農地借受者へ直接請求しますので、ご自分で農地借受者に
(裏面もご確認ください。)

賃借料を請求しないでください。

<契約内容の変更>

- 契約単価（賃借料単価の変更額が一定の条件を満たす場合のみ対応）や精算方法、あなたの情報（名義、代表者、住所、電話番号、口座等）に変更が生じた場合は、必ず市町村農政担当窓口までご連絡ください。約定精算へのご協力をお願いします。

賃借料の変更については、8月までの申請であれば当年精算から、9月以降であれば次年度精算からの適用となります。

また、解約については、8月までに合意となれば当年精算から、9月以降であれば次年度精算から精算がなくなります。

<マイナンバーの提供について（賃借料が15万円を超える方のみ）>

- 賃借料（福島県農業振興公社と契約が継続している額の総額）が15万円を超える場合、福島県農業振興公社が税務署にマイナンバーも含めて提出します。8月以降に関係書類をお送りしますので、マイナンバーの提供にご協力をお願いします。（1回提供いただければ、翌年以降はマイナンバーの提供を依頼しませんが、名義が変更になった場合は改めて提供依頼します）。

<農地中間管理機構から毎年お送りする通知>

農用地賃借料の送金通知書(兼)手数料領収書(12月下旬頃)

※その他、ご不明な点は公益財団法人福島県農業振興公社（福島県農地中間管理機構）

024-521-9845（中通り、会津担当）

024-521-9843（浜通り担当）

024-503-0421（原子力被災12市町村担当）

024-521-9841（賃借料精算担当）